平成２１年（フ）第７３２号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地63棟305号
債務者　松村ダニエリ　ギマラエスこと　マツムラ　ダニエリ　ギマラエス
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
香川県高松市香川町大野2200番地県営香川団地18棟106号
債務者　池田　奈実
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４３号
香川県高松市六条町1122番地５
債務者　石原　敏充
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４５１号
香川県高松市牟礼町牟礼1236番地１エルディム六万寺105号
債務者　岩﨑千澄美（旧姓森下・根来川）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６５号
大分県国東市武蔵町糸原3354番地１
債務者　木村　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根949番地１県営平良東第２団地２―406
債務者　上江洲裕也
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第１８３号
福島県会津若松市花畑東６番33号、前住所福島県会津若松市西栄町１番14号
債務者　酒井はる江
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
福島県会津若松市花畑東６番33号、前住所福島県会津若松市西栄町１番14号
債務者　酒井　文仁
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
愛知県一宮市浅井町河端字流43番地１　ことぶき浅井苑30号
債務者　岩田　　猛
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４３４号
愛知県一宮市浅井町河端字流43番地１　ことぶき浅井苑30号
債務者　岩田　節子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４６５号
愛知県一宮市八幡４丁目１番97―909号　シャルマンコーポ一宮
債務者　澤田　雅美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４８０号
愛知県稲沢市稲沢町北山２丁目19番地　ベルクローバーＢ―201
債務者　太田ゆかり（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３４９号
京都市山科区御陵血洗町１番地５　メゾン村上Ⅱ324号
債務者　大林太隆こと　林　　龍徹
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７２号
京都市伏見区向島上林町７番地20
債務者　岡田由美子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１３号
京都市西京区山田出口町28番地の８
債務者　ヘアーサロンロワこと　中江　義勝
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１４号
京都市西京区山田出口町28番地の８
債務者　中江　照美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８５号
京都府久世郡久御山町佐山双栗53番地２　ラポート双栗402号
債務者　有坂　美恵
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係